様式第１号（第６関係）

中小企業者緊急支援臨時給付金支給申請書兼請求書

年　　月　　日

（宛先）久慈市長

申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者

中小企業者緊急支援臨時給付金の支給を受けたいので、令和４年度中小企業者緊急支援臨時給付金支給要綱第６の規定により、関係書類を添えて、次のとおり給付金の支給を申請及び請求します。

１　申請及び請求額　　100,000円

２　企業概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称  （屋号） |  | 主たる業種 |  |
| 店舗の住所 | 〒　　　－ | | |

３　売上高の減少率

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 比較対象月※１ | 年　　月 | 売上高  （Ａ） | 円 | 売上減少率  　　　　％  ((A)-(B))÷(A)×100  小数点以下切捨 |
| 減収月※２ | 年　　月 | 売上高  （Ｂ） | 円 |

※１　令和元年又は令和２年のいずれかの減収月同月。ただし、創業３年未満の場合は任意の月。

※２　令和３年12月から令和４年９月までのいずれかの月。

４　給付金振込先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 口座種別（いずれかに○） |
| 本支店名 |  | 普通・当座 |
| 口座番号 |  | |
| 口座名義 | ※カタカナ及び英数字のみで記載してください。 | |

５　支給対象者であることの確認事項

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 左の項目に該当する場合は  チェック(☑)してください。 |
| １　申請日において納期の到来した市税を完納しているかを、この給付金の担当課の職員が確認することに同意します。 | □ |
| ２　【令和３年12月１日以降を納期限とする市税の滞納がある場合のみ】滞納している市税は、今後誠実に完納することを誓約します。 | □ |
| ３　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業（同項第１号に掲げる料理店及び同項第５号に掲げる営業を除く。）及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいません。 | □ |

６　添付書類

(1) 暴力団排除に関する誓約書（様式第２号）

(2) 令和元年及び比較対象月の売上が確認できる書類（確定申告書の写し等）

(3) 減収月の売上が確認できる書類（売上台帳の写し等）

(4) 令和４年５月31日以前に事業を開始していたことを確認できる書類（確定申告書、登記事項証明書、営業許可証等の写し等）

(5) 給付金振込先口座が確認できる書類（通帳の写し等）

(6) その他市長が必要と認める書類

※　(2)、(4)、(5)は、中小企業者緊急支援臨時給付金支給要綱（令和２年久慈市告示第77号）若しくは令和３年度中小企業者緊急支援臨時給付金支給要綱（令和３年久慈市告示第127号）による給付金又は地域企業経営継続支援事業補助金交付要綱（令和２年久慈市告示第73号）若しくは中小企業者等店舗賃料補助金交付要綱（令和２年久慈市告示第74号）による補助金のいずれかの申請により市長に提出済みの場合は、提出を省略できる。

久慈市使用欄　※記入しないでください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (2) 確定申告書の写し | (4)事業を開始していたことを確認できる書類 | (5)通帳の写し等 |
| □　提出済み | □　提出済み | □　提出済み |

様式第２号（第６関係）

暴力団排除に関する誓約書

　　年　　月　　日

　（宛先）久慈市長

申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者　　　　　　　　　　　　㊞

私は、中小企業者緊急支援臨時給付金の支給の申請をするに当たって、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

２　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

３　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

４　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。